

50. 小委員会は、分類の調和されたリストの開発においては、既存の分類リストの開発からの側面を考慮する必要があることを了解した。これには以下のことが含まれる。

- ・分類に使用されるデータの選択；
- ・リストの開発及び維持；
- ・決定プロセスの透明化の担保及び将来における参照および検討のための分類結果に関する全ての決定の記録の保持の必要性；
- ・適切な契約プロセス。

51. いくつかの意見交換の後、分類の調和されたリストの開発はさらに検討が必要であり、実施に関するコレスポネンスグループにより取組が続けられることになる挑戦課題である、と小委員会は結論を下した。

2. 分類問題に関するコレスポネンスグループの作業

非公式文書: INF.24 (USA)

52. 米国の専門家は、INF.24 の提案へのコメントを求め、コレスポネンスグループは、次回の小委員会での承認に向け GHS 文書に対する修正の提案と UNITAR のトレーニング文書に含まれる分類の例を提出するつもりであると述べた。

3. 供給及び使用分野での「金属腐蝕性」の導入

非公式文書: INF.31 (AISE)

53. 何人かの専門家は、危険性クラス「金属腐食性」は、消費者や作業場分野にはそぐわないと考えた。金属だけに腐食性があり皮膚に対しては腐食性が無い化学品の場合、金属腐食性はこれらの分野には該当しないという理由であった。一方、これは分野に特異的な問題であり、GHS そのもので扱うべきではないと考える専門家もいた。

54. 討議している化学品については腐食性を示すための異なる絵表示を使用すべきであると示唆する専門家もいた。また別の専門家は、GHS は危険有害性に基づいており、化学品が判定基準に従って「金属腐食性」として分類されたのであれば、そのように表示されるべきであると考えた。表示の問題は絵表示の使用条件に関するガイダンスを作成して解決すべきであると述べた専門家もいた。一人の専門家は、腐食性の絵表示を削除して、危険有害性情報（「金属腐食性」）を残すことも解決方法であると述べた。

55. 多くの専門家は、所管官庁は、選択可能方式に従ってどのような危険有害性クラス/区分を各分野に導入すべきかを定めることができる、すなわち危険性クラス「金属腐食性」を供給および使用分野へ適用しないと決定できると述べた。

56. 輸送の規則における限られた使用に基づく除外を容認することになる AISE からの提案は支持が得られなかった。

57. しかしながら小委員会は、AISE から出された提案はさらに検討が必要である事を認め、その代表に対し、この問題に関してさらに提案を進展させるために、出されたコメントを考慮するよう助言した。

B. 実施の状況報告

1. 欧州連合

非公式文書: INF.22 (EU)

58. 欧州連合の代表は、CLP 規則の最初の技術的な適用は 2009 年 9 月 25 日に施行され、GHS 改訂 3 版の規定と整合させる 2 度目の適用は 2011 年前半に行われる予定であると、小委員会に報告した。

59. 彼女は、安全データシート (SDS) に関して、現在 REACH 規則の附属書 II が SDS に関する GHS 規定と一致していると述べた。

60. ガイダンスの開発に関して、彼女は、CLP 規則に関する 2 つのガイダンスが欧州委員会及び欧州化学品庁 (ECHA) のウェブサイト上で入手可能であること、また CLP 規則の実施に関する質問に対応するためのヘルプデスクが欧州連合のメンバー国で設立されている事を知らせた。

61. 最後に、彼女は、製造者や輸入者が物質に関して自ら分類した結果を ECHA に通知すべき (CLP 規則第 40 条に従って) 最終期限はその物質が市場に出た日から 1 ヶ月であると念を押した。

2. 韓国

非公式文書: INF.37 (Republic of Korea)

62. 韓国の専門家は、小委員会に、GHS が物質に対しては 2010 年 7 月 1 日から強制的になり、混合物に対しては 2013 年 7 月 1 日から強制的になるであろうと報告した。彼女は、11,377 物質に対して分類および表示が韓国職業安全衛生公団 (KOSHA) のウェブサイト上で入手可能であると付け加え、分類結果は強制ではないと述べた。

3. スイス

63. スイスのオブザーバーは、2010 年 7 月 1 日から GHS に従って分類表示された消費者製品が市場に出ることが許されたが、物質の再分類に対して提案されている移行期間は 2010 年 12 月に、混合物に関しては 2015 年 6 月に終了するであろうと述べた。彼は、スイスでの GHS 実施により影響を受ける川下の規則に関して、最初の規則案が 2011 年半ばまでには最終的なものになるであろうと述べた。

4. セルビア

64. セルビアの専門家は、GHS 実施の規則が 2010 年 6 月 29 日採択され、セルビア共和国の広報に掲載されたのち施行されるであろうと述べた。彼女は、この規則は CLP 規則に一致しており、移行期間の終わりが物質に関しては 2011 年 9 月 1 日、混合物は 2015 年 6 月 1 日であることに言及した。

5. 中国

65. 中国の専門家は、GHSを導入した2つの基準（standard）が2010年5月1日に施行され、GHS実施への協力関係が政府及び工業界を含み進行していると述べた。

66. 能力強化に関して、彼は、アジア太平洋地域のGHSセミナーが2010年9月に開催される事を告げ、興味のある専門家への参加を呼びかけた。

6. 米国

67. 米国の専門家は、提案されている作業場に対する危険有害性周知基準のGHS導入に関する公聴会及びパブコメは締め切られ、現在労働安全衛生局（OSHA）が最終的な規則案を策定していると報告した。

7. オーストラリア

68. オーストラリアの専門家は、作業場に対するGHSを導入した規則の枠組みが現在草案されており、2010年9月にはパブコメのために発表されるであろうと報告した。

C. 他の団体または国際機関との協力

1. 危険物輸送専門家小委員会の作業

(a) 水銀の毒性副次リスク

非公式文書: INF.21 (事務局)

69. 小委員会は、水銀の分類結果における相違に関する情報に注目した。この例は、分類結果についての合意が国際的なレベルにおいて望ましいことを示す例であるとする専門家がいた。

70. この問題を認識しつつ、小委員会は、現段階で特別な物質の分類結果を個々に考慮し始めるのは適当ではなく、調和されたGHS分類結果のリストを開発すべきかどうかについてはオーストラリアが主導する実施に関するコレスポネンスグループによって検討中であることを確認した。

(b) UNモデル規則クラス8腐食性の判定基準とGHS判定基準との整合性

文書: ST/SG/AC.10/C.3/2010/10 (Netherland)

非公式文書: INF.35 (事務局)、INF.14 (United Kingdom)、INF.39 (China, Switzerland, United Kingdom and France)

71. 小委員会は、第37回TDG小委員会で広く議論されたことに言及した。

72. 英国の専門家からの提案について、小委員会は、INF.39に含まれる委任事項案で示されている課題に対応するために、GHS及びTDG小委員会間のコレスポ

ンデンスグループを設置すべきであると合意した。委任事項案は検討のため次回の両小委員会に公式文書として提出されること、また、腐蝕性に関する作業項目をそれぞれの次期2年間の作業プログラムに含めることが合意された。

2. 第14回バラ積み液体及びガスに関するIMO小委員会 (BLG14) によるSDSに関する課題の検討

文書: ST/SG/AC.10/C.3/2010/4 (IMO)

非公式文書: INF.18 (IPIECA)、INF.29 (USA)、INF.34 (事務局)

73. 小委員会は米国からの提案について、この課題はIMO海事安全委員会 (MSC) の議題とすべきであり、小委員会とバラ積み液体及びガスに関するIMO小委員会との間で共同作業班を設置すべきであると考えた。しかし、MSC及びその下部組織の作業プログラムに新しい項目を設けるために必要なIMOの要求事項を考慮し、また共同コレスポネンスグループの設立には時間を要することに気がついて、小委員会としては、現段階で課題に対応する最良の方法はこれに取り組む非公式コレスポネンスグループを自ら設置することであるという結論に達した。

74. 小委員会は、SDSに含むべき情報に係わるIMOの要求に対応するためのガイダンスの開発に関する事項を次期2年間の作業プログラムに入れること、またINF.18に含まれるIPIECAの提案を作業の基礎とすることを合意した。

75. 米国の専門家はこの作業を主導することを申し出、分類に関するコレスポネンスグループがこれに対応すべきであると述べた。小委員会は彼女に合意した。

76. さらに、小委員会で策定した提案が海事分野で受け入れられるようにするために、小委員会の専門家は関連するIMO機関のカウンターパートと協力して作業をするべきであると合意した。

VI. GHSの判定基準の適用に関するガイダンスの開発 (議題5)

非公式文書: INF.32 (IPIECA)

77. IPIECAの代表は、GHS判定基準の石油物質への適用に関するガイダンスが第17回会議以降の小委員会から受けたフィードバックに基づいて更新され、改訂版が現在オンラインで入手可能であると、小委員会に報告した。彼女は更新されたガイダンスへのコメントを歓迎すること、そしてコメントはIPIECAのウェブサイト上のアドレスに送るようにと述べた。

VII. 能力強化 (議題6)

非公式文書: INF.17 (UNITAR)、INF.27 (UNITAR)

78. UNITARの代表は、以下に示すような2010年1月以降の多くのトレーニング及び能力強化活動について報告書した；

- ・Jamaica、Gambia、Zambia、Indonesia、Malaysia、Philippines、Thailand、China、Uruguayにおける国ベースの活動；

- ・ UNITAR と他の私的あるいは公的団体とのパートナーシップ・プログラムによる国の GHS 実施支援
79. ガイダンス、トレーニング及び資源に関する資料に関して、彼は以下のことについて述べた；
- ・ ガイダンス文書「国の GHS 実施戦略の開発」の改訂案が入手可能 (INF.17) であり、小委員会の専門家はこれに対するコメントを 2010 年 7 月 9 日までに UNITAR に送るよう促された；
 - ・ 「GHS トレーニングコースへの導入」案は既に完成し、改訂し最終版とする前に、2010 中に試験試用するつもりである；
 - ・ GHS 上級コースの開発は進行中である；
 - ・ 改訂 3 版 GHS に基づいた「GHS の手引」版現在入手可能である；
 - ・ 「理解度試験」は更新され、2010 年末には入手可能となる予定である。

VIII. その他 (議題 7)

非公式文書: INF.10 (事務局)、INF.16 (RPMASA)、INF.20 (事務局)

80. 小委員会は、INF.10 の会議関係部署 (Conference Service Division) からの要請、第 2 回国際輸送及び環境会議についての情報、スイス及びロシアの正式メンバーへの申請が事務局長により承認されたことによる TDG 及び GHS 小委員会のこれら新しいメンバー、について言及した。

IX. 報告書の採択 (議題 8)

81. 小委員会は事務局が準備した案に基づき第 19 回会議の報告書及びその附属書を採択した。

附属書

改訂 3 版 GHS の修正

Document ST/SG/AC.10/C.4/2010/1: 修正なしに採択



危険物輸送及び化学品の分類および表示に関する世界調和システムに関する専門家委員会

化学品の分類および表示に関する世界調和システム専門家小委員会

第20回化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)に関する専門家小委員会報告書

開催日時：2010年12月7日～12月9日

開催場所：国際連合欧州本部（ジュネーブ）

項目

	段落	頁
I. 参加者	1-6	4
II. 議事次第の承認(議題1)	7	4
III. 改訂3版化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)の更新(議題2)	8-24	5
A. 物理化学的危険性	8-18	5
1. 化学的に不安定なガス及び混合物	8-9	5
2. 水と接触して有毒なガスを発生する物質の国連試験N.5及び分類に関する試験結果	10-14	5
3. ジクロロメタン及びフェロシリコン(シリコンが30%以上90%未満)の分類及び表示に関する相違	15-17	6
4. GHSにおける単純性窒息の評価に関する提案	18	6
B. 附属書	19-21	6
1. 附属書1,2及び3の改訂：注意書き	19	6
2. 4.1章の判定基準への附属書9(A9.7節)及び附属書10の整合	20-21	6
C. その他の提案	22-24	7
1. 第17回小委員会で採択されたGHS修正	22	7
2. 表1.5.1(1.5章)の修正	23	7
3. 用語に関する件：「毒性区分」対「危険有害性区分」	24	7
IV. 危険有害性伝達に関する課題(議題3)	25-35	7

A.	エアゾールの供給者及び使用者に対する危険有害性情報伝達	25-27	7
B.	輸送用高圧ガスボンベに関する注意書き P410 の修正	28	8
C.	高圧ガスに関する危険有害性情報伝達	29-30	8
D.	SDS に含まれるナノマテリアルに関する情報	31-34	8
E.	小さな包装の表示に関するコレスポネンスグループの作業	35	9
V.	GHS の実施 (議題 4)	36-51	9
A.	実施に関する課題	36-42	9
1.	供給/使用分野における「金属腐食性」区分	36-38	9
2.	GHS に従って分類した化学品リストの開発	39-41	10
3.	実際の分類問題に関する非公式コレスポネンスグループの作業	42	10
B.	実施の状況に関する報告	43-51	10
1.	ロシア連邦	43	10
2.	セルビア	44	11
3.	米国	45	11
4.	オーストラリア	46	11
5.	スイス	47	11
6.	欧州連合	48	11
7.	WHO	49-51	12
VI.	能力強化 (議題 6)	52-54	12
VII.	次期 2011-2012 の作業計画 (議題 7)	55-61	12
A.	モデル規則クラス 8 における腐蝕性判定基準の GHS 判定基準へのさらなる整合	55-58	12
B.	粉じん爆発危険性に関する作業	59	13
C.	吸引性呼吸器有害性：混合物の分類における粘性に関する分類基準の検討	60	13
D.	2011-2012 の作業計画	61	14
VIII.	2011 経済社会理事会の決議案 (議題 8)	62	14
IX.	次期 2011-2012 の役員選出 (議題 9)	63	14
X.	その他 (議題 10)	64-68	14
XI.	報告書の採択 (議題 11)	69	15

附属書

I.	採択された文章	16
A.	GHS 改訂 3 版に関する修正案	16
B.	試験及び判定基準マニュアル第 5 版に関する修正案	18
II.	次期 2011–2012 の作業計画	20

報告書

I. 参加者

1. 第 20 回 GHS 専門家小委員会が、議長 Ms. Kim Headrick (Canada)、副議長 Mr. Thomas Gebel (Germany) の下、2010 年 12 月 7 日～12 月 9 日に開催された。
2. 以下の国々からの専門家が会議に出席した： Argentina, Australia, Austria, Belgium, Canada, China, Finland, France, Germany, Italy, Japan, Netherlands, Norway, Poland, Portugal, Republic of Korea, Russian Federation, Serbia, South Africa, Sweden, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and United States of America.
3. 経済社会理事会の規則 72 に基づき以下の国々がオブザーバーとして参加した： Gambia, Malaysia, Switzerland and Thailand.
4. 以下の機関の代表も参加した： United Nations Institute for Training and Research (UNITAR), International Atomic Energy Agency (IAEA), International Labour Organization (ILO), International Maritime Organization (IMO), World Health Organization (WHO)
5. 以下の国際機関も参加した： Council of Europe, European Union and Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD).
6. 以下の NGO (non-governmental organization) がそれぞれの興味ある事項について議論に加わるために参加した： Australian Explosives Industry and Safety Group Incorporated (AEISG); Compressed Gas Association (CGA); Croplife International; Dangerous Goods Advisory Council (DGAC); European Chemical Industry Council (CEFIC); European Cosmetic, Toiletry and Perfumery Association (COLIPA); European Industrial Gases Association (EIGA); Federation of European Aerosol Associations (FEA); Fuel Cell and Hydrogen Energy Association (FCHEA); International Association for Soaps, Detergents and Maintenance Products (AISE); International Council of Chemical Associations (ICCA); International Council on Mining and Metals (ICMM); Industrial Federation of Paints and Coats of Mercosul (IFPCM); International Confederation of Plastics Packaging Manufacturers (ICPP); International Paint and Printing Ink Council (IPPIC); International Petroleum Industry Environmental Conservation Association (IPIECA); Responsible Packaging Management Association of Southern Africa (RPMASA); Soap and Detergent Association (SDA); Sporting Arms and Ammunition Manufacturers' Institute (SAAMI)

II. 議事次第の承認 (議題 1)

文書： ST/SG/AC.10/C.4/39 (Secretariat)
ST/SG/AC.10/C.4/39/Add.1 (Secretariat)

非公式文書： INF.1, INF.2 and INF.9 (Secretariat)

7. 小委員会は、非公式文書 (INF.1 から INF.43) を勘案し、修正した暫定議題を承認した。

III. 改訂 3 版化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)の更新 (議題 2)

A. 物理化学的危険性

1. 化学的に不安定なガス及び混合物

文書： ST/SG/AC.10/C.4/2010/9 (Germany on behalf of the correspondence group)
ST/SG/AC.10/C.4/2010/10 (Germany on behalf of the correspondence group)

非公式文書： INF.8 and INF.16 (Germany)
INF.31 (United States of America)
INF.36 (Secretariat)
INF.8/Rev.1 (United States of America)

8. 危険物輸送 (TDG) 小委員会が試験及び判定基準マニュアルにおけるガス及びその混合物の化学的不安定性を評価する新しい試験の導入に合意したことに注目し、小委員会はその決定を承認し、不安定ガス及びその混合物の分類と表示に関する判定基準と、INF.8/Rev.1 パラグラフ 3 における編集上の修正を含んだ、それに伴う GHS の他の部分の修正について採択することを決めた。

9. その結果、小委員会は、INF.8/Rev.1 (附属書 I 参照) に記載されている附属書 1, 2 及び 3 の修正と ST/SG/AC.10/C.4/2010/10 (INF.16, INF.31 及び INF.8/Rev.1 のように修正); ST/SG/AC.10/C.4/2010/9 (INF.31 及び INF.8/Rev.1 のように修正) における修正案を採択した。

2. 水と接触して有毒なガスを発生する物質の国連試験 N.5 及び分類に関する試験結果

非公式文書： INF.19 (Germany)
INF.38 (United States of America)

10. 国連試験 N.5 に関して、次期 2 年間の作業継続について大方の支持があった。(附属書 II 参照)。

11. 中国の専門家は、中国の試験方法ではガスの発生速度測定は容積に基づいていると説明し、これは他の方法で得られた結果と比較できないものになるかもしれないと述べた。彼は INF.19 に記載されている BAM (Federal Institute for Material Research and Testing) による試験に関する詳細な情報を要求し、試験 N.5 の使用に関する中国国立試験所での経験とデータを提供すると申し出た。

12. ドイツの専門家は、BAM で行われた試験についての情報は INF.19 パラグラフ 17 に示されている専門家に直接聞くことができると述べた。

13. ドイツ及びフランスの専門家は、国立試験所や所管官庁からの試験 N.5 の使用に関する情報及びこれによる試験結果を歓迎すると述べた。

14. INF.38 の水と接触して有毒なガスを発生する物質の分類に関する判定基準の開発提案に関して、小委員会は作業を次期 2 年間も続けることを合意した。(附属書 II 参照)。

3. ジクロロメタン及びフェロシリコン（シリコンが 30%以上 90%未満）の分類及び表示に関する相違

非公式文書： INF.6 (Russian Federation)

15. 水と反応して有毒なガスを発生する物質の分類に関する問題は、国連試験 N.5 の改良及びそのような物質の分類基準の作業が終了したときには解決するであろうと考える専門家がいた。小委員会はさまざまな意見を聞いたうえで、国連試験 N.5 及び水反応性物質の分類に関する作業の成果が出るまでは本件に関して現時点では行動すべきではないと決定した。

16. 多くの専門家はほとんどすべての化学品は燃えると有毒なガスを発生し、これは本来持っている性質のみならず燃焼が起きる条件（例えば燃焼中の酸素量）などにも起因すると考えたので、燃焼すると有毒なガスを発生する物質の評価を GHS の新しいクラスあるいは区分として開発する提案に対する支持はなかった。

17. 小委員会は、これらの物質、その性質および燃えたときに有毒なガスを発生する条件等に関するさらに多くのデータが得られるまで、この問題に関するいかなる決定も延期すると決めた。

4. GHS における単純性窒息の評価に関する提案

文書： ST/SG/AC.10/C.4/2010/16 (United States of America)

18. 米国の専門家は文書を撤回し、次期 2 年間に GHS における単純性窒息を扱う提案の開発作業を継続するであろうと述べた。

B. 附属書

1. 附属書 1, 2 及び 3 の改訂: 注意書き

文書： ST/SG/AC.10/C.4/2010/12 (United Kingdom)

非公式文書： INF.3 and INF.43 (United Kingdom)

19. 小委員会は INF.43 (附属書 I 参照)で修正された ST/SG/AC.10/C.4/2010/12 における提案を採択し、附属書 1, 2 及び 3 を次期 2 年間にさらに改良することを合意した (附属書 II 参照)。

2. 4.1 章の判定基準への附属書 9(A9.7 節)及び附属書 10 の整合

非公式文書 INF.24 (ICCM)

20. INF.24 (附属書 II 参照)の paragraph 16 (最初の黒丸) に含まれる委任事項に従って、附属書 9 の A9.7 及び附属書 A10 を検討する提案は大方の支持が得られた。ICCM の代表がこの問題に関するレスポンスグループを主導すると申し出、第 21 回小委員会で検討するための提案を提出するつもりであると述べた。

21. 一方、パラグラフ 16 の 2 番目の黒丸にある提案に対する支持は無かった。小委員会は特別な無機質混合物の有害性評価に関してこれまでになされてきたことに関する情報が GHS においてガイダンスの開発の必要性を検討するために必要であると感じ、この決定はその時まで提供される情報を考慮して次期 2 年間の最後に再考すると決めた。

C. その他の提案

1. 第 17 回小委員会で採択された GHS の修正の件

文書： ST/SG/AC.10/C.4/2010/6 (Secretariat)

非公式文書： INF.10 (Sweden)

22. 小委員会は、INF.10 (附属書 I 参照) で修正されているように、事務局が用意した文書に含まれる GHS への修正を正式に採択した。

2. 表 1.5.1 (1.5 章) の修正

非公式文書： INF.35 (Sweden)

23. 小委員会は INF.35 で提案されている変更の影響について検討するためにさらに時間が必要であると考えた。スウェーデンの専門家は、次期 2 年間に小委員会が検討するために、改訂案の提出を考慮していると述べた。

3. 用語に関する件：「毒性区分」対「危険有害性区分」

非公式文書： INF.41 (IPPIC)

24. 小委員会は、IPPIC からの提案を実際分類問題に関するコレスポネンスグループが次期 2 年間に検討するように委任した。

IV. 危険有害性伝達に関する課題 (議題 3)

A. エアゾールの供給者及び使用者に対する危険有害性情報伝達

文書： ST/SG/AC.10/C.4/2010/13 (United Kingdom/FEA)

非公式文書： INF.11 (United Kingdom/FEA)

INF.33 (Australia)

INF.36 (Secretariat)

25. GHS の同じ章で全てのエアゾールの分類を具体化し、エアゾールは他の危険性クラス (すなわち可燃性/引火性ガス、高圧ガス、引火性液体及び可燃性固体) には該当しないものの他の危険有害性クラスの範囲及び表示要素には該当する、ということをはっきりさせるための除外に関する注記 (2.3.2.1 注記 2) を明確にするという提案は大方の支持を得た。

26. 危険有害性伝達要素に関して、提案された新しい危険有害性情報にはエアゾールは高圧容器に入っているという文言を含むべきであるとする専門家がいた。

27. 議論の後、小委員会は ST/SG/AC.10/C.4/2010/13 にある提案に対し INF.33 で提案された 2.3.2.1 の注記に変更し、さらに危険有害性情報 H229 を修正 (附属書 I 参照) して、合意した。

B. 輸送用高圧ガスポンベに関する注意書き P410 の修正

文書： ST/SG/AC.10/C.4/2010/14 (United Kingdom, South Africa and RPMASA)

28. 小委員会は、本注意書きを省略できる条件を明確にするため (附属書 I 参照)、高圧ガスに適用する P410 (「日光から遮断すること」) の使用に関する条件を含む提案を採択した。

C. 高圧ガスに関する危険有害性情報伝達

文書： ST/SG/AC.10/C.4/2010/18 (EIGA)

29. 何人かの専門家は EIGA の代表と危険有害性情報 H280 における「爆発 explode」は専門的に正しくない、なぜならば H280 は内容物の温度上昇に起因する圧の上昇による容器の破裂を表すものであり化学反応の結果として圧容器に含まれるガスが爆発するのではないから、という見解で一致した。しかし圧容器の破裂はより適当であると考える専門家が一方で、危険有害性情報における「破裂 burst」は危険性を伝えるには十分ではなく「爆発 explode」が適当な言葉であると考える専門家もいた。また、「破裂 rupture」又は「激しく破裂 rupture violently」が適当であると考える専門家もいた。

30. さらに議論の後、本会議でこの問題に関して小委員会で合意に達するのは困難であること、さらに GHS の実施において現在の H280 がすでにラベルに使用され数年間は有効であることを踏まえて、EIGA の代表は提案を撤回し、受けたコメントを考慮して将来新しい提案を行うであろうと述べた。

D. SDS に含まれるナノマテリアルに関する情報

文書： ST/SG/AC.10/C.4/2010/19 (Australia)

非公式文書： INF.25 (European Union)
INF.39 (China)

31. オーストラリアの専門家は、カーボンナノチューブの分類に関する Safe Work Australia による初期調査結果について報告した。彼女は、結果は現在査読を受けており、最終報告書は 2011 年には手に入るであろうと述べた。彼女はまた、特にナノマテリアルに関連した多くの非強制的なパラメータに関する情報を要求する提案を含む“National Code of Practice for the Preparation of Safety Data Sheets”案について報告した。

32. 米国の専門家は、National Institute for Occupational Safety and Health (NIOSH) が 2010 年 12 月 2 日にカーボンナノチューブ及びファイバーへの職業ばく露に関する草案を発表したと報告した。これへのパブリックコメントは 2011 年 2 月 11 迄である。

33. 欧州連合の代表は、SDS の要求事情を規定している Annex II to Regulation (EC) No 1907/2006¹ (REACH Regulation) が、INF.25 のパラグラフ 2 に記載されているように、毒性学的試験においてナノマテリアルを特徴づけるような物理化学的性質に関する情報を要求していると述べた。彼女はまた、欧州化学品庁 (ECHA) が SDS の作成に関するガイダンスを開発中であると付け加えた。

34. ナノマテリアルに関する国際あるいは国レベルでの進歩に感謝し、小委員会に対してこの問題のいかなる進歩についても最新情報を提供し続けるよう要請した専門家がいた。

E. 小さな包装の表示に関するコレスポネンスグループの作業

非公式文書： INF.17 (CEFIC on behalf of the informal working group)

35. 小委員会は INF.17 の CEFIC からの情報に注目し、小さな包装の表示例の開発に関する作業が次期 2 年間も継続されるべきであると合意した (附属書 II 参照)。

V. GHS の実施 (議題 4)

A. 実施に関する課題

1. 供給/使用分野における「金属腐食性」区分

文書： ST/SG/AC.10/C.4/2010/7 (AISE, SDA, IPPIC, CEFIC)

非公式文書： INF.21 (AISE, SDA, IPPIC, CEFIC)
INF.22 (France)
INF.32 (Australia)

36. 議論の後、小委員会は ST/SG/AC.10/C.4/2010/7 のパラグラフ 8 及び 9 の提案を修正して合意した (附属書 I 参照)。

37. 何人かの代表は、この解決は一時的なものであり長期的かつより持続的な解決のための作業を阻むのではないかと考えて、小委員会の決定に懸念を示した。

38. これらの懸念により、ST/SG/AC.10/C.4/2010/7 で取り上げられたこの問題に対する長期的な解決を見出すための作業は次期 2 年も継続されるべきであるとした (附属書 II 参照)。

¹ Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council of 18 December 2006 concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH), establishing a European Chemicals Agency, amending Directive 1999/45/EC and repealing Council Regulation (EEC) No 793/93 and Commission Regulation (EC) No 1488/94 as well as Council Directive 76/769/EEC and Commission Directives 91/155/EEC, 93/67/EEC, 93/105/EC and 2000/21/EC.

2. GHS に従って分類した化学品リストの開発

文書： ST/SG/AC.10/C.4/2010/20 (Australia)

非公式文書
INF.4 (WHO)
INF.5 (Australia)
INF.14 (CropLife)
INF.20 (CEFIC)

39. 小委員会はオーストラリアの専門家が行った調査票の開発及び結果の集約作業に対して感謝した。彼女は調査票を ILO に送るつもりであると発言し、他の専門家に対して、調査票に回答してくれるかもしれない国あるいは国際的な労働団体を教えてくれるように要請した。

40. さらに検討が必要な分類化学品の国際的なリストの実現性に関し多くの問題があることを踏まえて、小委員会は ST/SG/AC.10/C.4/2010/20 のパラグラフ 11 にあるオーストラリア専門家による提案に合意し、パラグラフ 12 に記載された最初の 3 つの項目の検討については次期 2 年間にこの作業を遂行することを申し出た米国が主導する小さな非公式グループに委任した。(附属書 II 参照)。

41. この作業に TDG 小委員会からの専門家も参加すべきであることおよび次期 2 年間にできる範囲で両小委員会の会議中に両小委員会のメンバーが同席して議論する場を設けるべきであることが合意された。この問題に関する非公式グループの作業に興味のある専門家は米国の代表団長に連絡するよう促された。

3. 実際分類問題に関するコレスポネンスグループの作業

文書： ST/SG/AC.10/C.4/2010/15 (United States of America)

非公式文書：
INF.12 (Sweden)
INF.40 (United States of America)

42. 小委員会は、INF.40 のように修正した ST/SG/AC.10/C.4/2010/15 に含まれる GHS の修正案及び混合物の分類例 (UNITAR 訓練用文書に含まれる) を採択した。(附属書 I 参照)。

B. 実施の状況に関する報告

1. ロシア連邦

非公式文書 INF.7 (Russian Federation)

43. ロシア連邦の専門家は、GHS の実施に関する活動は 7 年前に始まっており、GHS に従った化学品の分類および表示に関する 10 の国家標準がすでに発行されていると述べた。しかし化学品に関する連邦法がないために、GHS はロシア連邦の国レベルで実施されていると公式に認めることはできないと述べた。

2. セルビア

非公式文書 INF.13 (Serbia)

44. 小委員会は、セルビアでの GHS 導入の規則が 2010 年 9 月 18 日に施行されたことに注目した。セルビアの専門家はこの規則は EC 規則 1272/2008² に完全に従っており、物質及び混合物の再分類及び再表示の期限を再確認した（それぞれ 2011 年 10 月 1 日及び 2015 年 6 月 1 日）。また、彼女は GHS 実施に関連した多くの能力強化や意識の向上のための活動が計画されていると述べた。

3. 米国

非公式文書： INF.29 (United States of America)

45. 米国の専門家は、OSHA による GHS に従った危険有害性周知基準 (HCS) の改正提案に関する公開協議期間中に受けたコメントでは、ほとんどの関係者が GHS との調和は質、一貫性及び効率性を改善すると考えていることを示していると述べた。彼女は、OSHA は最終的な規則案を作成中であり 2011 年には公表されるであろうと付け加えた。

4. オーストラリア

46. オーストラリアの専門家は、採択されれば作業場での GHS 実施になるであろう “Draft Model Work Health and Safety Regulations (作業場における安全衛生規則モデル案)” 及びそれに関連した “Model Codes of Practice (業務規程モデル)” が 2010 年 12 月 7 日に発行されると報告した。彼女は危険有害な化学品はモデル案の第 7 章でカバーされており作業場における危険有害な化学品への表示及び SDS の作成は業務規程モデルのなかに記載されていると説明した。彼女は、オーストラリアにおける作業場での GHS 実施は法規中の GHS 判定基準を直接的に参照したものになるであろうと述べた。

5. スイス

47. スイスのオブザーバーは、化学品に関する SR 813.11 及び殺虫剤に関する SR 813.12 の法令の改正版が 2010 年 12 月 1 日に施行されたと報告した。彼は、化学品に関する法令の改訂は GHS に基づいて分類され表示された消費者用製品が市場に出ることを可能にし、EU 規則に一致した物質 (2012 年 12 月 1 日まで) 及び混合物 (2015 年 6 月 1 日まで) の再分類と表示に対する移行期間を設定するためであると説明した。彼はさらに殺虫剤に関する改正版は、GHS に従った分類及び表示がされた殺虫剤を認めるためのものであると述べた。

6. 欧州連合

48. 欧州連合の代表は、GHS 改訂第 3 版に合わせるための欧州規則 No 1272/2008 の第 2 回目の修正は、2010 年 10 月 18 日の REACH 委員会において好意的に受け止められ、2011 年 2 月 9 日の欧州議会および理事会の承認を得る準備をしており、2011 年の第 1 四半期には採択されるであろうと述べた。

² Regulation (EC) No 1272/2008 of the European Parliament and of the Council of 6 December 2008 on classification, labelling and packaging of substances and mixtures, amending and repealing Directives 67/548/EEC and 1999/45/EC, and amending Regulation (EC) No 1907/2006.

7. 世界保健機構 WHO

非公式文書： INF.30 (WHO)

49. WHO の代表は、GHS の原則は“WHO Recommended Classification of Pesticides by Hazard” の 2009 年の改訂で初めて組み入れられ、GHS 導入の結果として改訂されたガイドラインは GHS の急性の経口及び経皮毒性に対する危険有害性区分を取り入れ、もはや液体と固体の殺虫剤の区別は無くなったと報告した。

50. 彼は、資源が許せば、WHO は GHS の有害性クラス（例えば、発がん性、変異原性、生殖毒性及び/又は特定標的臓器毒性）も取り入れ、次期 2 年間に最も有害性の強い殺虫剤を優先させて GHS 健康有害性分類が入手できるようにしたいと付け加えた。

51. 彼は、国際化学物質安全性カード(ICSCs) に関して、2006 年から新しく作成あるいは更新されたカードには GHS 分類が記載されていると述べ、次期 2 年間においては、最も有害性の強い殺虫剤に関する ICSC が優先的に新規に作成されると述べた。

VI. 管理能力強化 (議題 6)

非公式文書： INF.27 (UNITAR)

52. UNITAR の代表は、ジャマイカ、ガンビア及びザンビアでの現行プロジェクト、SAICM Quick Start Programme Trust Fund で 2011 年に始まるバルバドス、コンゴ及びチリでの新たなプロジェクト、そして欧州連合の支援による中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン及びタイでの能力強化活動を含んだ UNITAR/ILO の GHS に関する活動について報告した。

53. 彼は、地域レベルでは、中国主催で 2010 年 9 月に東南アジア、東及び中央アジアに対するワークショップが開催されたこと、そしておそらく 2011 年にはモルドバ主催で中央及び東ヨーロッパに対するワークショップが開催されるであろうと述べた。

54. 彼は、UNITAR のウェブサイトでガイダンス文書が入手可能であると述べ、さらに小委員会に対して 2011 年 3 月中に上級者用 GHS トレーニングコース案へのコメントを出すよう要請した。

VII. 次期 2011-2012 の作業計画 (議題 7)

A. モデル規則クラス 8 における腐蝕性判定基準の GHS 判定基準へのさらなる整合

文書： ST/SG/AC.10/C.4/2010/11 (Netherlands)
ST/SG/AC.10/C.4/2010/17 (Secretariat)

非公式文書 INF.18 (China)

INF.36 (Secretariat)
 INF.42 (United Kingdom on behalf of the lunch-time informal working group)

55. 輸送規則及び GHS の腐食性に関する判定基準のさらなる整合に向けた作業を行うために、TDG と GHS 間で合同の非公式作業班を設置することには大方の賛成が得られた。しかし ST/SG/AC.10/C.4/2010/17 に含まれる委任事項に関して、さらに熟考の余地があり、会議終了までには小委員会で検討できるように改訂案を提出すると申し出た専門家がいた。

56. 腐食性判定基準の作業に対する委任事項に関する非公式作業班を代表して、英国の専門家が以下を推奨した：

- (a) 次期 2 年間、英国の専門家が腐食性判定基準に係わる非公式 TDG-GHS 合同作業班を主導する；
- (b) 作業は OECD ガイドライン等の既存のデータ収集から始め、2011 年 6 月の両小委員会に最初の報告書を提出する；
- (c) TDG 及び GHS 小委員会の承認を前提とし、2011 年 12 月に合同の会議で議題を提案する (会議の日程を決定する必要がある)。

57. 小委員会は、INF.42 のように修正された ST/SG/AC.10/C.4/2010/17 に含まれる腐食性判定基準に関する作業の委任事項について合意し、上記(a) から(c)を承認した (附属書 II 参照)。

58. OECD の代表は、OECD の腐食性ガイドラインに関する作業班はこれを改訂する必要があると考えていると報告した。フランスの専門家は、もしそうであれば、TDG 規則及び GHS は腐食性に関する OECD テストガイドラインに依存しているので、OECD における作業状況を TDG 及び GHS の専門家に知らせた方が良いと述べた。彼は、OECD がそのように要請した場合には、それらを機密扱いにした上で、OECD テストガイドラインの改訂案を合同 TDG-GHS 非公式作業班に渡すべきであると助言した。

B. 粉じん爆発危険性に関する作業

文書： ST/SG/AC.10/C.4/2010/8 (United States of America)

59. 小委員会は ST/SG/AC.10/C.4/2010/8 のパラグラフ 6 に提案されている委任事項に合意した (附属書 II 参照)。

C. 吸引性呼吸器有害性：混合物の分類における粘性に関する分類基準の検討

非公式文書： INF.28 (IPPIC)

60. 小委員会は、IPPIC が作業を主導するという条件で、次期 2 年間の作業計画に本事項を含めることに合意した。

D. 2011–2012 の作業計画

非公式文書： INF.15 and INF.15/Rev.1 (Secretariat)

61. 小委員会は、事務局が作成した案をもとに多少修正した次期 2 年間の作業計画を採択した (附属書 II 参照)。

VIII. 2011 経済社会理事会の決議案 (議題 8)

非公式文書： INF.34 (Secretariat)

62. 小委員会は、事務局が用意した案に基づき 2011 経済社会理事会の決議案を修正なしに採択した。最終決議は、危険物輸送及び GHS 専門家委員会で採択され、第 5 回委員会の報告書附属書 IV (ST/SG/AC.10/38) として報告される。

IX. 次期 2011–2012 の役員選出 (議題 9)

63. 米国の提案により、小委員会は Mrs. K. Headrick (Canada) を議長として、Mr. T. Gebel (Germany) 及び Ms. E. Snyman (South Africa) を副議長として再任した。

X. その他 Other business (議題 10)

非公式文書： INF.23 (RPMASA)
INF.26 (AEISG)
INF.37 (USFCC)

64. 小委員会は、RPMASA の代表による第 2 回国際危険物輸送及び環境会議に関する情報に注目し、AEISG を諮問機関として承認し、USFCC の名称が “US Fuel Cell Council” から “Fuel Cell and Hydrogen Energy Association (FCHEA)” に変更されることに言及した。

65. OECD の代表は、2010 年 12 月 6 日に (eChemPortal) の新しいバージョンが出たことを報告した。これは単に化学品名や番号のみでなく化学的性質によっても報告書やデータが検索できるものである。

66. 彼は、eChemPortal にリンクしている 4 つのデータベース、すなわち二つの国のデータベース (ニュージーランド及び日本)、European Chemical Substances Information System (ESIS) 及び IPCS INCHEM のデータベースが GHS に基づく分類を含んでいると説明した。

67. 彼は、同じようなデータベースを持っている国や機関が eChemPortal にリンクしたい場合には、OECD 事務局に連絡するように促した。

68. オランダの専門家は、OECD の代表による情報に感謝し、OECD テストガイドラインに関係した作業についての会議に関する情報は TDG 及び GHS 小委員会の専門家に伝えるように要請した。